

令和5年3月30日(木)
午前11時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会 追加議案書

傍聴人
閲覧用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第13号 寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正する規則について

議案第14号 寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について

署名人

高須教育長

中澤委員

議案第13号

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

こども部保育課の事務分掌に「子育て及び就学前の教育の支援に関する施策の実施に係る調整及び進行管理に関すること。」が追加され、こども部子育て支援課が行っていた子育て・教育総合支援本部の庶務を保育課が行うこととなるため。

寝屋川市規則

第 号

寝屋川市教育委員会規則

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援
本部に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び子育て・教育総合支援本部に関する規則（令和 3 年寝屋川市規則・寝屋川市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「こども部子育て支援課」を「こども部保育課」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市市民サービス・働き方改革本部及び
子育て・教育総合支援本部に関する規則

No. 1

改 正 案	現 行
(庶務) 第 17 条 本部の庶務は、こども部<u>保育課</u> _____において処理する。	(庶務) 第 17 条 本部の庶務は、こども部<u>子育て支援課</u>において処理する。

議案第14号

寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定に関する市長からの意見聴取について

市長から意見聴取のあった寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について回答するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第2項の規定に基づき市長から意見聴取のあった、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見聴取に関する規則の制定について、協議を行い回答するため。

寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の
意見聴取に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条
第 1 項の規定により、寝屋川市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務
のうち教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関
すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置又は廃止若しくは休止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。